資料５

合併３年をふりかえって（案）
（詳細版）

平成１９年１２月

鳥取市企画推進部

資料5

～　目　次　～

〈 はじめに 〉 …… 1

1．合併後のまちづくりの主要な取り組み

（1）健全な財政基盤づくりと地方自治新時代にふさわしい自立した自治体へ

① 第４次鳥取市行財政改革大綱の策定 …… 2

② 山陰地方初の特例市に移行 …… 3

③ 第８次鳥取市総合計画の策定 …… 4

④ ローカルマニフェストの取り組み …… 5

（2）新市の一体感の醸成

① 本庁と総合支所の連携強化 …… 8

② 主要な事務事業調整 …… 9

③ 国・県の合併支援措置を活用した新市まちづくりの推進 …… 10

④ 公共的団体等の合併・統合、市民歌等の制定 …… 11

（3）市民の声をまちづくりに反映

① 地域審議会の開催 …… 12

② 対話行政の推進 …… 13

2．市民生活の変化について

（1）市民サービスに関するもの

① 国民健康保険料（税） …… 14

② 介護保険料 …… 14

③ 各種健康審査・検診料 …… 15

④ 障害者特別医療費助成 …… 15

⑤ 保育料及び保育サービス …… 15

⑥ 自治会活動費補助金 …… 15

⑦ 上水道料金、簡易水道料金 …… 16

⑧ 公共下水道料金、集落排水施設使用料 …… 16

⑨ ごみ袋、ごみ収集 …… 17

3．地域審議会等の意見 …… 18

4．合併の効果について

（1）行財政改革効果 …… 19

（2）総合支所の空きスペースの活用 …… 19

（3）組織の専門化や体制の充実による専門性の向上 …… 20

5．課題への取り組み

（1）対応した主な事項 …… 21

6．今後の取り組み

（1）将来にわたる行財政基盤の確立への取り組み …… 22

（2）合併地域の振興 …… 22

（3）総合支所の機能、あり方の見直し …… 22

（4）「鳥取市住民自治基本条例（仮称）」制定の取り組み …… 23

（5）地区公民館の活用による地域コミュニティの充実・強化 …… 24

7．まとめ …… 24

＜はじめに＞

平成16年11月1日の合併により、山陰初の20万都市・新鳥取市が誕生してから、丸３年を迎えました。

地方における長引く景気の低迷、国と地方財政の三位一体改革等により財政状況は厳しさを増す中、本市では平成17年３月に『第４次鳥取市行財政改革大綱』を策定し、市町村合併のスケールメリットを活用して本市の基盤を整えることにより、将来にわたる強固な財政基盤と市民満足度の高い行政体制の確立を推進しています。

また、市民との協働により作成した、本市のめざすべき姿などを内容とする『第８次鳥取市総合計画』が平成１８年４月からスタートしました。本市は、合併前の９市町村の歴史・文化・まちづくりを継承し、地方自治新時代にふさわしい自立した自治体として、また、山陰初の特例市としてさらなる飛躍をめざしています。

平成16年11月の合併後、３年をふりかえり、合併後のまちづくりの主要な取り組みとともに、市民生活の変化や課題への取り組み状況などについて参考資料としてまとめました。今後は、合併３年の取り組み状況等を踏まえ、本市の持続可能なまちづくりのための行財政基盤の確立や、地域振興、総合支所機能のあり方の検討、協働によるまちづくりなどの取り組みを進めます。

１．合併後のまちづくりの主要な取り組み

（１）健全な財政基盤づくりと地方自治新時代にふさわしい自立した自治体へ

①　第４次鳥取市行財政改革大綱の策定

本市では、平成１６年１１月１日の９市町村の合併により整った行政基盤とスケールメリットを活かすことにより、将来にわたる強固な財政基盤と市民満足度の高い行政体制を確立するため、平成１７年３月に『第４次鳥取市行財政改革大綱』とその大綱に掲げている施策目的達成のための『実施計画』を策定しました。

平成１７年度からの３年間を改革の集中的な実施期間と捉え、『市民等との協働』『顧客重視』『健全財政』『効率的な業務プロセス』『高度な執行体制』の５つの柱に沿った各種の取組みを進めています。平成１８年９月に、日経産業消費研究所などが全国７７９市と東京２３区を対象に行った「行政革新度ランキング」では、鳥取市が全国で40位になりました。

将来にわたって持続可能で健全な財政基盤と市民満足度の高い行政体制を確立するため、各種取り組みを推進しています。

【第４次鳥取市行財政改革大綱・実施計画の主な取組み内容】

・『市民等との協働』に沿った施策
　住民自治基本条例の検討、ミニ公募債の発行、審議会・委員会等の整理統合による運営の効率化等

・『顧客重視』に沿った施策
　市民の声データベースの構築と適切な運用管理、ＣＡＴＶの情報提供企画番組の充実、ＩＳＯ９００１に適合した品質マネジメントシステムの効果的な見直しと適切な運用の徹底等

・『健全財政』に沿った施策
　補助金の整理合理化、口座振替制度の推進、使用料・手数料の見直し、合併特例債の有効活用、指定管理者制度活用ガイドラインの作成と運用の徹底等

・『効率的な業務プロセス』に沿った施策
　第８次総合計画の戦略計画化、ＩＴ推進行動計画の見直し、外郭団体経営評価の実施と外郭団体改革アクションプランの策定等

・『高度な執行体制』に沿った施策
　入札・契約を一元的に所掌する部署の検討、定員適正化計画の見直しと推進、「鳥取市人材育成基本方針」の見直し等

② 山陰地方初の特例市に移行

特例市は、地方分権時代の地域の新たな担い手として、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための制度で、人口20万人以上の都市が指定を受けられます。

鳥取市は、地方分権を推進し、市民が主役となる「夢のある２０万都市」づくりを進めるため、「特例市」指定に向けて取り組んだ結果、平成１７年６月３日の閣議決定を経て、平成１７年６月８日に特例市指定の政令が国から公布され、同年 10 月１日から山陰で初の特例市となりました。

特例市となった本市へは、環境行政、都市計画・建設行政、産業経済行政の分野で、２６法令に基づく３７８項目の事務が県から移されました。これにより、行政サービスの迅速化ときめ細かな対応が可能となり、地域の実情に合わせた個性豊かなまちづくりが進めやすくなりました。

【県から市に移された主な事務の内容】

《環境行政に関する事務》

・水質汚濁防止法関係（公共用水域の常時監視、特定施設等の設置の届け出などの受理、立入検査など）

・騒音規制法関係（騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視など）

・悪臭防止法関係（悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定など）

・土壌汚染対策法関係（土地の調査報告等の届け出の受理、土壌汚染に係る指定区域の指定など）　他

《都市計画・建築行政に関する事務》

・宅地造成等規制法関係（宅地造成工事規制区域の指定など）

・都市計画法関係（開発審査会の設置など）

・都市再開発法関係（市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可など）

・被災市街地復興特別措置法関係（被災市街地復興推進地区内における建築行為等の許可など）

・マンションの建て替えの円滑化等に関する法律関係（マンション建替組合設立の認可など）

・住宅地区改良法関係（住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可など）　他

《産業・経済行政に関する事務》

・計量法関係（計量法に基づく勧告、定期検査など）

③　第８次鳥取市総合計画の策定

鳥取市のまちづくりの指針である「第８次総合計画」は、平成１７年１月以降、市民アンケートや市民のみなさん・団体からの意見・提言をいただきながら、市民参画によるワーキンググループやまちづくりワークショップなどで議論を重ね、市民のみなさんとの協働により策定しました。

この総合計画は、本市がまちづくりに取り組む総合的・基本的指針であり、長期的な展望に立って市政発展の基本的方向を明らかにするとともに、その実現をめざすものです。

合併後初めて策定されたものであり、それぞれの地域の歴史・文化・まちづくりを継承し、地方自治新時代にふさわしい自立した自治体として、また、山陰初の特例市としてさらなる飛躍を実現するため、本市のめざすべき姿とその方策を明らかにしたもので、平成 18 年度からスタートしました。

【第８次鳥取市総合計画の主な内容】

《人が輝き　まちがきらめく　快適・環境都市　鳥取　をめざします。》

〈夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン〉

・21 世紀の発展を支える人づくり
・高速道路を活かしたまちづくり
・合併を活かしたまちづくり

〔テーマ〕①広域交流観光の展開　②情報先進都市の実現　③環境先進都市の実現
④人材誘致･定住対策の促進　⑤子育て･教育先進都市の実現　⑥生涯健康都市の実現
⑦人権尊重都市の実現　⑧地域文化の振興　⑨新たな農林水産業の振興
⑩地域に根ざした商工業の振興　⑪防災・防犯対策の強化

〈まちづくりの５つの原則〉

1．「個性」を活かしたまちづくり
　人、自然、歴史、文化、産業、地域などの豊かな「個性」を活かしたまちづくりを進めます。
2．「連携・交流」による活力にあふれるまちづくり
　地域間の「連携」、人、物、情報の「交流」を深めることにより、魅力を一層高め、活力あるまちづくりを進めます。
3．市民が主役の「協働」によるまちづくり
　市民・事業者・行政が、それぞれの役割を担って互いにパートナーシップを深めます。
4．自己決定による「自立」したまちづくり
　自らのまちづくりを自らの手で行う、自らの選択と責任に基づいた主体的なまちづくりを進めます。
5．世界と手を結び未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり
　存在感のある「小さな世界都市鳥取」をめざし、未来に向けて「飛躍」する夢のあるまちづくりを進めます。

④　ローカルマニフェストの取り組み

財政再建の取り組みを進めながら、「夢があり誇りのもてるまち」、「活力のある暮らしやすいまち」として持続的に発展していくよう、竹内市長は、平成18年４月の鳥取市長選挙において、数値目標・達成時期を明らかにした５つのローカルマニフェスト（選挙公約）を掲げ、目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。

平成19年８月には、（社）鳥取青年会議所による「鳥取市長マニフェスト市民検証・評価大会」が開催されています。

Ⅰ　高速道路を活かした地域経済の活性化

高速道路を活用して農林水産業・製造業等の振興と雇用拡大はかります。企業誘致を４年間で８社以上をめざします。

【平成18年度の取組み状況】

○ 企業誘致　６社〔２０７人の新たな雇用場を創出〕
（株）ブライトン、エムアンドシーシステム（株）、日本セラミック（株）、（株）ARAIメタリックス、ダイキン工業（株）グローバル研修所、シンフォニーエレクトロニクス（株）

＊ 企業誘致とは、市外の企業が本市に立地した場合、または市内企業が本市（公社含む）の造成した工業団地に新設・増設（移設は除く）した場合のことをいいます。

○ 新商品開発、販路開拓支援事業　３社支援
○ 新技術研究開発事業（産学官連携）　３社支援
○ 商店街にぎわい形成促進事業　空き店舗活用　10件支援
活動支援　１件支援
○ 新規創業・開業支援事業　３件支援　他

【平成19年度の主な取組み】

○ 積極的な企業誘致　○中小企業商いフェア　○ 農産物加工施設の開設
○ 地域経済戦略室の設置（平成19年６月）　○ 鳥取市経済活性化戦略の策定　他

Ⅱ　観光資源の魅力アップにより観光客の大幅増加

平成21年度を『因幡の祭典』の年とし、広域観光イベントを盛大に開催します。平成22年度の観光客数200万人以上をめざします。

※県の観光客数の修正により、目標値の200万人以上を270万人以上と見なし、取り組んでいる。

【平成18年度の取組み状況】

○ 道の駅〔神話の里白うさぎ、清流茶屋かわはら〕
（平成18年４月～平成19年３月　両施設　約205万人）

○ 2009 鳥取・因幡の祭典
基本検討委員会・実行委員会を設立、基本構想・計画の策定、キャッチフレーズ・シンボルマーク・マスコットキャラクターの決定
＊ 観光入込み客数 100 万人以上の増加をめざす。
「鳥取県東部広域圏 2005 年 275 万人 → 2009 年 375 万人」
○ 砂の美術館：平成 18 年 11 月オープン
（平成 18 年 11 月 18 日～平成 19 年 1 月 3 日 来場者 110,962 人）
○ 「姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会」
（愛称：HOT トライアングルの設置、協定書調印式：平成 19 年 2 月） 他

【平成 19 年度の主な取組み】
○ 2009 鳥取・因幡の祭典への取組み ○砂の美術館第 2 期展示実施等
○ 鳥取砂丘未利用地活用事業 ○HOT トライアングルの取組み

Ⅲ 人口が増加していく住み良いまちづくり

待機児童ゼロ、若者定住をはじめ、教育・健康・福祉の施策を充実させ、平成２２年度の鳥取市人口２０３,０００人をめざします。

【平成 18 年度取り組み状況】
○ 鳥取市人口増加対策本部の設置（平成１８年５月設置、平成 19 年８月末までに9回開催）
「人口が増加していく住みよいまちづくりの取組み方針」を策定
○ 定住促進
・「鳥取市定住促進・Ｕターン相談支援窓口」、専用フリーダイヤルを設置（平成 18 年９月）
・UJI ターン希望者に対する専任相談員の設置（平成 18 年 12 月）
平成 19 年８月末までの受付状況 513 件、定住者の状況：定住者 14 世帯 27 人
○ 中心市街地の活性化（住宅市街地総合整備事業計画・都市再生整備計画策定中）
○ とっとりふるさと就農舎の開設準備
○ 鳥取環境大学への入学者増をめざした PR（とっとり市報）
○ 保育園待機児童数 平成１８年度当初以降 0
○ 0・1・2・3 子育てひろばを文化センターへ移転拡充（平成 18 年 10 月）
○ 子育て支援ホームページ開設（平成 19 年 1 月） 他

【平成 19 年度の主な取組み】
○ 鳥取市人口増加対策本部（毎月１回開催予定）
○ 定住促進
ＵＪＩターン希望者への情報提供・県外情報発信 他
○ 空き家見学ツアー、お試し定住体験事業の実施
○ UJI ターン住宅支援事業補助金 ○施設整備型市民農園整備推進事業
○ 教育センターの設置 ○子育て支援カード事業 他

Ⅳ　地域コミュニティの充実と強化

平成１９年度中に地区公民館の充実をはかり、地域の自治会や市民団体が行う防災・福祉・文化・スポーツ活動を強力に支援します。

【平成 18 年度取り組み状況】

○ 文化センター内へ生涯学習センター・文化活動ひろばを移転拡充（平成 18 年９月）
○ 合併地域活性化推進事業（8 総合支所で地域振興策を作成・実施）
○ ケーブルテレビ網の全市域整備（平成 19 年３月完了）
○ 地区公民館の整備（末恒地区公民館：平成 19 年６月 23 日竣工式）
○ 集会所新築等補助事業（新築４件、増改築 19 件）
○ 神護ふるさと村（かやぶき交流館）（平成 19 年３月完成）
○ 防災行政無線の取組み（鳥取地域・国府地域の整備）　　他

【平成１９年度の主な取組み】

○「地区公民館の活用策と今後のあり方、中間まとめ」作成
○ 国府町上地地区交流集会施設の整備　　○集落名表示板の設置　　他

Ⅴ　市民との協働と市民サービスの向上

平成１８年度に、若者との協働によるまちづくりをめざし『若者会議』を新設します。市役所に何でも相談できる『市民総合相談窓口』を設けます。

【平成 18 年度取り組み状況】

○「若者会議」の設置（平成 19 年１月）（若者 30 人と若手市職員６人）
○ 鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会の設置（平成 19 年１月）
○「市民総合相談窓口」の設置（平成 19 年１月）９月末までの受付状況 613 件
○ 市管理職員による窓口案内業務（平成 18 年 10 月～）

【平成１９年度の主な取組み】

○「若者会議」グループ会議・全体会議・若者議会の開催
○「住民自治基本条例（仮称）」の策定に向けた取組み
○「ごみポイ捨て禁止条例」の制定に向けた取組み
○「市長と気軽にトーク・トーク」の開催

（2）新市の一体感の醸成

① 本庁と総合支所の連携強化

旧町村役場を総合支所として位置付け、窓口サービスはもとより、地域振興の拠点として地域振興施策を市民との協働により取り組んでいます。また、本庁と総合支所間の連携を緊密にし、市政を円滑に執行するため「支所長会議」を毎月２回開催しています。

支所長は、幹部会議にも出席し、鳥取市の課題や取り組みの情報を共有し、総合支所を総括しています。

また、平成１８年度には、総合支所の広聴機能をより一層強化するため、総合支所「支所長相談会」の実施、総合支所「市民の声・市長報告制度」の整備などの取り組みを実施しました。

各総合支所において毎週行われる「支所長相談会」での相談や来庁または電話等により各総合支所に寄せられた意見・要望は、「市民の声・市長報告制度」を活用し、必要に応じて本庁担当課と協議を行うこととしており、その対応状況についても市長に報告しています。

【支所長相談会での相談件数】

平成 18 年６月～平成 19 年９月　113 件

【総合支所「市民の声・市長報告制度」の報告件数】

平成 18 年６月～平成 19 年９月　121 件

【主な相談内容】

・道路段差改修について　・渇水対策について　・婦人会活動について
・バス路線について　・カーブミラーの補修について　・地域活性化について
・固定資産税の賦課について・簡易水道管理について　等

② 主要な事務事業調整

各種事務事業については、合併協議の中で時間をかけて慎重に調整内容を協議し、関係９市町村が協定しました。

「新たな制度に移行する。」とした１１６項目の事務事業については、１１４項目は既に制度内容を決定し、新制度をスタートさせています。残りの２項目としては、「特色ある学校づくり事業」を平成２０年度に、「校外学習補助」は平成２２年度に新制度をスタートすることとしています。

「激変緩和措置等を行う事務事業」については、３４項目のうち７項目は既に制度内容を決定し、新制度をスタートさせています。残る２７項目のうち、２５項目が平成２０年度から平成２２年度に、２項目が平成２７年度から28年度に制度を統一するよう調整作業を行っています。

【激変緩和措置を行う事務事業】34項目

・平成１６年度～制度統一	（１項目）	住民税（個人）の賦課
・平成17年度～制度統一	（２項目）	乳がん検診、成人歯科検診（ふしめ歯科検診）
・平成19年度～制度統一	（４項目）	老人クラブ助成事業、国民健康保険料（税）の賦課、大型ごみの処理、特定家電の処理
・平成20年度～制度統一	（９項目）	人間ドック、防犯灯、敬老の日祝賀事業、ストマ用装具助成、保育料、合併処理浄化槽設置補助金、土地改良区運営費補助金、道路占用料、基本健康診査
・平成２２年度～制度統一	（16項目）	住民税（法人）の賦課、固定資産税の賦課、都市計画税、集会所補助金、自治連合会補助金、胃がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、公営住宅（種別戸数及び家賃）、公営住宅の家賃・敷金の減免、農集・漁集・林集施設使用料、下水道使用料、遠距離通学費補助、骨粗しょう症予防検診、肝炎ウイルス検査、大腸がん検診
・平成２７年度～制度統一	（１項目）	水道料金
・平成28年度～制度統一	（１項目）	簡易水道使用料

③ 国・県の合併支援措置を活用した新市まちづくりの推進

三位一体改革にともなう地方交付税の削減などの厳しい財政状況の中で、各種事業を推進するにあたっては、自主財源の持ち出しをできるかぎり軽減するよう、国の合併補助金、県の合併支援交付金、合併特例債などの有利な財源を活用しながら事業を推進しています。

平成１６年度には、合併特例債を活用して旧ダイエー鳥取駅南店を取得し、鳥取市役所駅南庁舎と中央図書館を開設しました。駅南庁舎の１階には、市民サービス部門を集中的に配置し、市民サービスの向上を図りました。

また、平成１６年度から平成１８年度にかけて、合併特例債及び県の合併支援交付金を活用してＣＡＴＶ（ケーブルテレビ）網整備事業を実施しました。合併後拡大した市域の情報格差が解消されるとともに、高速・大容量のインターネットサービスの提供や目前に迫った地上デジタル放送の難視聴地域の解消が図られるなど、鳥取市の情報化は格段に進展しました。

その他にも、鹿野中学校校舎耐震補強や気高幼・保一元化施設整備事業、国府給食センター施設整備事業、蔵田馬場・国英集落排水統合事業など、旧町村から引き継いだ事業も含め、有利な財源を活用しながら着実に事業を推進しています。

【国の合併補助金を活用した主な事業】

・中央図書館整備　・消防団員制服作業服等購入　・交通安全指導員制服等購入
・地域防災計画策定、防災マップ作成　・市税関連電算システム改修　・小･中学校耐震診断調査
・防災行政無線整備　・小･中学校教育用パソコン整備　・小型除雪機購入
・国府市道美歎線整備　・用瀬車庫改修　等

【県の合併支援交付金を活用した主な事業】

・ＣＡＴＶ網整備　・合併支援事業基金積立金　等

【合併特例債を活用した主な事業】

・ＣＡＴＶ網整備　・駅南庁舎取得　・中央図書館整備
・移動図書館車整備　・図書館情報管理システム統合　・重箱緑地整備
・消防施設整備　・蔵田馬場・国英集落排水統合　・鹿野中学校校舎耐震補強
・気高幼･保一元化施設整備　・国府給食センター施設整備　・国府・青谷石綿管更新
・鳥取・国府防災行政無線整備　・気高図書館車庫整備　・福部給食室改修整備　等

④ 公共的団体等の合併・統合、市民歌等の制定

市町村合併に伴い、公共的団体等についても合併・統合に向けての協議が行われました。市町村合併と同時に合併・統合された、消防団、社会福祉協議会等を始め、老人クラブ（平成17年３月）、体育協会（平成17年４月）、観光協会（平成18年５月）、自治連合会（平成19年６月）等、着実に合併・統合が進められ、各組織内での連携、交流、情報の共有が図られています。

また、平成17年11月１日には、合併１周年を記念して、鳥取市民歌、鳥取市の木（サザンカ）、鳥取市の花（らっきょうの花）を制定し、平成19年10月１日には、古代から鳥に縁がある鳥取市のシンボルとして、鳥取市の鳥（オオルリ）を制定しました。これらの制定にあたっては、市民のみなさんからご応募いただいた作品や意見をもとに、市民の代表で構成する「鳥取市市民歌等策定委員会」及び「鳥取市市の鳥選考委員会」で検討を進め、決定しました。

その他、地域にきらめく文化を一堂に結集し、文化団体の連携、地域文化の交流、あらたな文化の創造等を目的に、合併１周年、２周年を記念した「とっとりきらめき祭」や、合併地域も新たに加わった鳥取市民体育祭等の各種大会が開催されるなど、新市が一体となった活動を活発に行っています。

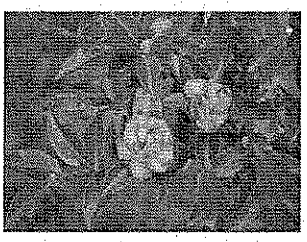

鳥取市の木「サザンカ」

昭和18年の大震災、昭和27年の大火災で市街地の緑をほとんどを失った鳥取市に緑を取り戻そうと、昭和43年に「鳥取市の木」とされたサザンカは、年間を通じてまちを緑で潤し、山陰の厳しい冬に花を咲かせます。鳥取市を代表するにふさわしい木として新鳥取市に引き継がれることになりました。

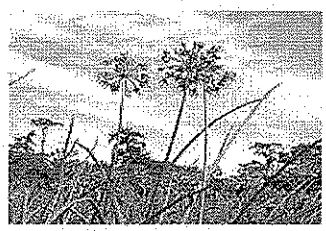

鳥取市の花「らっきょうの花」

鳥取市が全国に誇る「鳥取砂丘」において、10月から11月初旬にかけて砂の畑を赤紫のじゅうたんで覆います。らっきょうは、江戸時代の参勤交代の折りに鳥取に持ち帰られたのが最初とされ、今では、市を代表する特産品のひとつです。

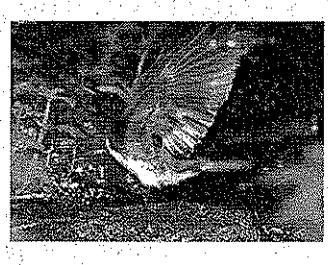

鳥取市の鳥「オオルリ」

美しい鳴声で知られる鳥で、ウグイス、コマドリと並ぶ日本の三鳴鳥といわれています。オスの成鳥は頭部から尾にかけて上面がコバルトブルーです。市内では、特に、樗谿公園大宮池周辺、袋川・佐治川・河内川などの市内各河川の上流域でよく見かけられます。

（3）市民の声をまちづくりに反映

① 地域審議会の開催

合併により周辺地域の住民の声が届きにくくなるのではないかといった懸念に対応し、合併地域の住民の意見を新市のまちづくりに反映させるため、各地域の各界各層から選出された委員２０名以内で、旧８町村に地域審議会を設置しました。平成１９年３月の第１期委員の任期満了まで、延べ９２回の地域審議会を開催し、各地域の諸課題や地域振興についてご審議いただき、市長への意見書も７件提出されています。提出された意見書は、市議会へも報告しています。

地域審議会会長会についても延べ８回（平成１９年１０月末現在）開催し、各地域審議会の運営状況についての情報交換を行うとともに、新鳥取市の均衡ある発展をめざす立場で、市長との意見交換を行っています。

また、平成１９年４月には、第２期目の委員１２０名（各地域１５名で女性委員４割以上、公募委員２割以上を目標）に辞令を交付し、新たな委員での審議がスタートしています。予算についても、地域審議会がより活発に活動できるよう、各地域年間４回開催していた会議を倍増の８回開催できるよう予算措置しています。

市長及び２人の副市長も、年間を通して、８地域の地域審議会へ出席し、委員の皆様と意見交換しています。

【地域審議会開催回数】

	地域審議会	地域審議会会長会	合同会議
平成１６年度	延２４回	３回	１回
平成１７年度	延３３回	２回	-
平成１８年度	延３５回	２回	-
平成１９年度(10月末)	延４０回	１回	１回
計	延１３２回	８回	２回

【提出された意見書】

平成１７年度　　４件
平成１８年度　　３件
平成１９年度　　４件（10月末現在）

② 対話行政の推進

市長をはじめとする市幹部職員が出席し、直接意見交換する「地域づくり懇談会」、市長へ直接意見を述べることができる「市長アワー」や「市長への手紙」、そして、鳥取市が明るく元気なまちになるための取り組みや夢を共に語り合う「市長と気軽にトーク・トーク」など、市政の一層の発展と協働による地域づくりの推進を図るため、市民と市長が直接意見交換を行う対話行政を推進してきました。

合併地域においては、平成 17 年1月から 2 月にかけて、市長が 8 地域に出向き、第 1 回目の地域づくり懇談会を実施しています。合併地域において初めての「地域づくり懇談会」ということもあり、参加者が 100 名を超える地域もありました。役場が遠くなり住民の声が届かなくなるといった不安に対応するため、合併地域の「地域づくり懇談会」は、全地域で毎年実施しています。

また、各地域の総括責任者である支所長が、住民と意見交換する「集落座談会」や「支所長相談会」を開催して市民と市役所の距離を縮める努力をし、市民の皆さんの声を地域づくりに反映するよう努めています。

【地域づくり懇談会】

〔平成 16 年度〕	25 地区実施（合併地域 8 地域含）	参加者 1,586 人（内合併地域 804 人）
〔平成 17 年度〕	25 地区実施（合併地域 8 地域含）	参加者 1,250 人（内合併地域 436 人）
〔平成 18 年度〕	25 地区実施（合併地域 8 地域含）	参加者 1,399 人（内合併地域 531 人）

【市長アワー】

〔平成 16 年度〕	53 回実施	231 名参加
〔平成 17 年度〕	73 回実施	242 名参加
〔平成 18 年度〕	14 回実施	46 名参加

《市民の皆さんのご意見により実施した主なもの》
福部町ほっとスイミングプールのフリーコースの開設、「ゆうゆう健康館けたか」プール利用制限の改善、市役所本庁舎市民談話室に新聞の設置、バス運行時間の変更（河原町神馬線）、グラウンドゴルフ場のベンチに日よけ設置（青谷町）、森林育成として助成制度を新設　等

【市長への手紙】

〔平成 16 年度〕	591 件
〔平成 17 年度〕	570 件
〔平成 18 年度〕	526 件

《市民の皆さんのご意見により実施した主なもの》
校庭の夜間照明の使用時間延長、駅南庁舎の駐車場案内板設置、鳥取砂丘有島武郎歌碑移設、千代水グラウンドに防球ネットを設置、真教寺公園の動物の外柵に名札を設置、29 号バイパスから国体道路へ曲がる交差点に矢印信号を設置　等

２．市民生活の変化について

合併して２ヵ月後に実施した市民アンケートでは、「合併して良くなったと感じることは何ですか。」との問いに対し、鳥取地域、合併地域とも「特に感じない」と答えた方が７０％を占めました、逆に「合併して悪くなったと感じることは何ですか。」との問いに対しては、「特に悪くなったことはない」が最も多く、４６％を占めました。地域別では、鳥取地域が６０％に対し、合併地域は、３０％程度で、役場が総合支所に変わったことにより「役所が遠い存在に感じるようになった」と回答した人の割合が３５％と上回っています。合併後の市民サービスに関する主な事務事業の状況は、次のとおりです。

（１）市民サービスに関するもの

① 国民健康保険料（税）

国民健康保険料（税）の賦課については、各市町村により、医療費や医療制度の動向による国保会計の収支を勘案して、料率を定めています。

したがって、各地域により料率が異なることとなっていましたので、合併に伴い、料率の統一を行い、この不均衡を是正する必要があります。

しかし、各地域で異なる料率を合併時に統一すると市民生活に急激な変動を及ぼすこととなるため、平成１７年度から２年間の負担調整措置を講じ、平成１９年度に料率の統一を行いました。

これにより、保険料の地域間格差が是正され、不公平感が解消されることとなりました。

② 介護保険料

介護保険制度は、３年に１度見直しされることとなっており、平成１８年度を初年度とした合併後初の介護保険事業計画（第３期）を策定しました。

この計画に基づき、介護保険料については、地域密着型のサービス基盤の促進やサービス利用にかかる経費（介護給付費等）を見込んだ結果、保険料基準額で平均２５％の増加となりました。

一方、住民税非課税世帯の保険料については、新たに３区分とし、段階的な負担を設定するとともに、著しい低所得の方への保険料の軽減措置も全市に拡大しました。

③ 各種健康診査・検診料

実施方法については、平成17年度より地域の実情を考慮した制度に移行し、自己負担金については、平成17年度に統一しました。ただし、合併前に集団検診の自己負担金を無料としていた福部、気高、鹿野、青谷地域については、平成19年度までは現行のとおりとなっています。

料金の統一により、自己負担金は全体的に減額となっており、受診医療機関も拡大されたため、市民の利便性は向上しました。その反面、集団検診の実施場所が少なくなった地域もあり、各地域を巡回することを考えてほしい等の意見も出ています。

④ 障害者特別医療費助成

最も手厚い助成制度を適用していた用瀬地域の制度を基本としながら、一部の障害等級において佐治地域及び気高地域の助成率を採用し、平成１７年度から鳥取市独自の制度を拡充しています。これにより対象者が拡大され、助成額も増額となるなど、大変充実した制度となりました。

その後、県制度の見直し及び医療保険制度の改正等により、持続可能な制度となるよう見直しを行ない、平成１９年７月診療分から制度改正しました。

⑤ 保育料及び保育サービス

保育料については、平成17年度から国の徴収基準額表を基に、３歳未満児は基準額の概ね70%、３歳以上児は基準額の概ね80%の子育て支援に配慮した保育料に統一しました。保育料が減額となった階層が多く、大変喜ばれています。ただし、合併前の保育料に比べて高くなる階層については、平成19年度までは据え置きし、平成20年度から３年間で段階的に負担調整措置を行うこととしています。

保育サービスについては、平成17年度から鳥取市の制度を採用しています。合併したことによって入所可能な保育園が拡大され、保護者の勤務先に近い保育園が選択できるようになりました。また、土曜午後保育や延長保育、病後児保育など、合併地域においては実施していなかった保育サービスも充実し、子育て支援に配慮した制度となりました。

平成18年度には、保育園待機児童数０（ゼロ）が実現しました。

⑥ 自治会活動費補助金

旧市町村単位の９つの自治組織は、市町村合併以降、幾度もの協議を重ね、鳥取市全体の自治組織の連合体として、平成19年６月１日に合併しました。この

合併に伴い、42 地区、830 を超える自治会（町内会）が共に活動していくことになりました。

自治会活動の補助金については、平成 17 年度から均等割 35,000 円、世帯割 700 円の制度となり、全体としては充実した制度となりました。ただし、平成 18 年度までは合併前の町村の助成額が上回る場合はその額とし、平成 19 年度から 3 年間で補助金・報償費・諸手当等について段階的に調整を図り、平成 22 年度に制度を統一します。

平成 17 年度から新たに創設した「自治会活動活性化支援事業補助金」は、個性ある地域づくり活動等の新たなまちづくりにつながる自治会活動を「きらめくまちづくり事業」とし、平成１７年度は１０地区に合計 433 万円を、平成 18 年度は 14 地区に合計 688 万円を補助しています。また、町内会の運動会や納涼祭など、地域コミュニティの推進につながる活動に対する助成を「コミュニティ活動支援事業」とし、平成 17 年度は 286 町内会に合計 1201 万円を、平成 18 年度は 350 町内会に合計 1495 万円を補助しています。

住民の自主性・主体性に基づき、個性ある地域活動やコミュニティ活動が実施され、市民活動のパワーアップが図られています。

⑦ 上水道料金、簡易水道料金

鳥取市水道用水供給事業の給水区域（国府地域）の水道料金は、水道用水供給事業の廃止により合併時に鳥取市の料金と同額となり、合併前と比べ料金が 40%低くなりました。河原地域と青谷地域については、平成 27 年度の水道料金の統一を目標に、前段階である平成 22 年度の料金改定に向けて、施設、業務、財政全般にわたり、総合的に検討を進めています。

簡易水道料金については、地域の実情を考慮して総合的に検討し、平成２８年度の統一を目途に段階的に調整することとしており、平成 19 年度から料金の調整を開始しています。国府、福部地域においては料金が減額となり、佐治、気高、鹿野、青谷地域については料金が増額となっています。

⑧ 公共下水道料金・集落排水施設使用料

下水道使用料については、地域の実情を考慮して平成 17 年度以降 5 年間の段階的な負担調整を行い、平成 22 年度より合理的な料金体系を確立することとし

ています。

具体的には、人頭制を採用していた地域においても、平成19年度から従量制に移行し、平成21年度まで段階的な負担調整を行いながら平成22年度に全市統一の料金体系とすることとしています。

人頭制から従量制へ移行した地域では、概ね使用水量が少ない世帯は減額となっていますが、使用水量が多い世帯は増額となっています。

従量制への移行は、市民の水の使用に対する意識を高める結果となっており、節水することにより、限りある貴重な資源を大切にすることへとつながっています。

⑨ ごみ袋、ごみ収集

ごみ袋については、合併時に鳥取市の制度に統一し、ごみ収集については、平成17年度から鳥取市の制度を採用しています。また、大型ごみ及び特定家電については、合併前の制度を採用しました。

合併時に最も安い鳥取市の制度に統一したことにより、最も高かった気高、鹿野、青谷地域と比較すると、年間約80%も安くなりました。ごみ収集についても分別品目ごとの地域調整を図ったことで、品目により収集回数が増えた地域もできるなど、利便性は向上しました。

しかし、将来的に循環型社会を形成していくため、ごみの減量化・再資源化を強力に推し進める必要があり、平成19年10月からは、家庭ごみの有料化を全市的に導入しました。それと同時に、鳥取市においては合併前から実施していた大型ごみの有料収集を合併地域においても導入することとなりました。

合併3年での値上げは早すぎるといった意見も聞かれますが、ごみ処理費用の一部を負担していただくことによって、ごみ問題への意識を高め、リサイクルの促進、マイバッグの推進などと併せて、ごみ排出量そのものを削減するため行うものであり、ごみの減量化や分別の推進に効果が出ています。

3．地域審議会等の意見

サービスや負担の変化に対しては、同じ事務事業でも旧町村ごとに異なり、合併による調整でサービスや負担が上がった者、下がった者の両方が存在しているため、双方から意見が出ていますが、全体的にはサービスは下がり、負担は上がったと感じている意見が多くなっています。

また、総合支所は、職員数が減り議会や各種委員会も無くなったことで、地域経済への影響がでている。行政機能は継続しているものの、総合支所に権限がないため小回りがきかず、きめ細かいサービスが出来なくなった。鳥取市との合併により財政的な不安度は少なくなったなどの意見がありました。

一方、財政状況が厳しいのは明らかであり、過去を振り返るより現状を受け止め、先を見て、地域を盛り上げることを皆で考えていくことが必要。といった前向きの意見も出されています。

【主な意見】

（1）合併効果を指摘する意見

① 保育サービスは、職員も増え特別保育も可能となった。
② どこからでも証明が取れ、各種市の施設が市民として使える。
③ ケーブルテレビの整備は大きな成果で、情報量が多く便利になった。
④ 人間ドックも受診可能施設が増加し個人負担は減少して、受診しやすくなった。
⑤ トラブルが発生したときに、本庁からの応援があり適切な対応が可能となった。
⑥ 鳥取市との合併により財政的な不安度は少ないと感じている。
⑦ それぞれの地区が特色ある町づくりをめざしている。

（2）合併後の課題を指摘する意見

① 補助金の削減、人件費削減、各種料金の値上げ、ごみ袋も値上げになる。「サービスはより高く、負担は低く」と聞いていたが、反対になった。
② 総合支所に権限が無くきめ細かいサービスが出来なくなった。また、各種団体の統合で小回りが利かなくなった。
③ 町内業者の販売が大幅に減り、壊滅的な打撃を受けている。
④ 集団検診の場所や投票所が少なくなり、高齢者の多い集落は不便になった。
⑤ 事業が縮小の方向で、地域が小さくなっていくような思いがしている。
⑥ 役場だけでなく、あらゆる団体が合併され、まちに元気がなくなった。
⑦ あまりにも効率優先で行政が行われているのではないかと感じる。

（3）その他

① 反省ばかりでなく、先のことを考えることが必要だ。
② 激変緩和措置中で、制度が統一されていないものが多く残されている現段階で、合併を振り返るのは時期尚早ではないか。
③ 旧町村と旧市では、住民と行政との距離感に違いがある。
④ 合併していなかったらどうなっていたかということも、合併していない近隣町と比較してみることも必要。
⑤ 行政に対する自立心が高まった一方、仕方ないというあきらめ感も生じてきた。
⑥ 今までのように地域のエゴが通らなくなった。この機会に地域をなんとか盛り上げていかなければならない。お金がないのは明らかであり、皆で考えていかないと取り残されてしまう。
⑦ 地域づくりで自らが活性化することを考えていかなければならない。

4．合併の効果について

（1）行財政改革効果

合併時に、旧町村の特別職（29人→5人）や議員数（140人→44人、※H18.12.17からは36人）の減により、報酬が年間5.9億円削減されました。また、市職員数についても、合併時に1,572人であったのが、平成19年4月1日には1,482人となっており、定員適正化計画の目標値を上回る速さで人員削減が進んでいます。

行財政改革による各種取り組みの着実な推進により、補助金の整理合理化を進めた結果、平成17年度に551事業34.5億円あった補助事業が平成19年度当初予算では、347事業30.6億円となり、204事業3.9億円の整理合理化が図れました。この結果、平成17年度期首に0億円まで減少していた減債基金と財政調整基金は、平成18年度末には6.6億円となっています。

このように、合併を機にした行財政改革の取り組みにより、平成17年度30.2億円、平成18年度34.6億円、平成19年度45.7億円(予定)と、3年間で合計約110億円の行財政改革の効果が見込まれています。

なお、合併協議の中で作成した、各市町村の合併しない場合の財政推計では、町村においては、平成17年から20年にかけて基金が底をつき、市においても平成23年には基金の残高がゼロになり、大幅な歳入歳出の見直しが求められることとなっていました。しかしながら、合併後3年間の財政状況は、国の三位一体改革の影響による地方交付税等の減少により、推計を上回る厳しい状況となっており、合併しない場合は推計以上の厳しさが想定されます。

（2）総合支所の空きスペースの活用

総合支所の空きスペースについては、積極的な活用に務めており、ほとんどの総合支所で会議室や事務所として貸し出しています。

国府町総合支所では市民と行政が一体となって進めるまちづくりを支援するため「市民協働スペース」を各種団体の活動の場として提供しています。また、青谷町総合支所では、基幹公民館の図書室を移転するとともに、旧議場を「多目的ホール」として整備し、市民のみなさんに活用していただいています。そして、「青谷上寺地遺跡」の調査研究を行っている鳥取県埋蔵文化財センター(青谷調査室)も総合支所の2階に移転し、平成19年11月から業務を開始しています。

（3）組織の専門化や体制の充実による専門性の向上

この３年間の組織機構改革や人事異動により、組織の専門化や体制の強化を図った主なものとしては、災害への迅速な対応と防災・危機管理に対する施策を全庁的に総括・調整するため、合併時に危機管理室を課に昇格するとともに、平成17年４月に防災調整監を設置しました。

平成17年６月には、市税及び国民健康保険料などの収納率の向上を図るため、総務部収税課に「滞納整理室」を設置するとともに、平成19年10月には、未納者に電話で納付を呼びかける「納付催告センター」の業務をスタートし、収納体制を強化しました。

また、行財政改革をより強力に推進していくため、平成17年６月に総務部に「行財政改革推進課」を設置し、翌18年７月には、行財政改革の視点を予算編成により大きく反映させるため、「行財政改革推進課」と「財政課」を統合して「行財政改革課」を設置しました。

さらに、市役所全体の入札と契約事務を一元的に所管し、効率化を図るとともに、電子入札導入に取り組む体制づくりとして、工事検査業務と一体化した「検査契約課」の設置（平成18年７月）や、相談機能と広聴機能の一層の充実を図るため、「市民総合相談課」の設置（平成18年７月）、そして、学校不適応（不登校・問題行動等）および発達障害を有する児童生徒への支援や、各種教育相談、教職員の専門性や実践力を高める研修などを行い、地域全体の教育の中心となる拠点として、「鳥取市教育センター」を設置（平成19年４月）するなど、組織の専門化や体制が充実したことにより、業務の専門性が向上しています。

5．課題への取り組み

（1）対応した主な事項

合併１年目では、総合支所における地域課題のうち、各支所に共通する課題を「重点検討事項」として位置付け、対応・措置内容の基本的な方向性について重点的に検討しました。

平成18年度予算、組織体制、事業内容等に反映する必要性が極めて高い支所共通経費の取り扱いについては、支所の直接要求とし、裁量枠を確保しました。

公用マイクロバスの運用と民間バスの代替・活用策は、統一的な運行基準を定め、東部・西部・南部のブロック単位での運行体制を整備しました。

保健センターと保健事業のあり方は、保健師の配置を見直し、乳幼児健診等業務のブロック化を進めました。

教育委員会分室と公民館のあり方は、分室と基幹公民館の職員を兼務とし、業務の効率化の向上と協力体制を強化するとともに、地区公民館のあり方検討に着手しました。

２年目になると、総合支所に対し、権限がない、本庁依存で頼りない、地域の声が届かない、元気がない、地域振興の取り組みが感じられないなど、いろいろな問題が指摘されるようになったため、その対策として「合併地域活性化推進事業」を整備しました。「支所長相談会」を実施し総合支所の広聴機能を拡充するとともに、各総合支所にプロジェクトチームを結成し、それぞれが独自の地域課題に対応するため、地域審議会をはじめとする住民の意向を踏まえた地域振興策を作成し、予算も支所が直接要求し直接執行するなど、地域振興機能の強化を図りました。

また、公金の不正・不適切な取り扱いが相次いだため、平成18年７月に「公金の適正管理に関する改善方針」を策定し、内部検査の強化による再発防止に取り組みました。

6．今後の取り組み

（1）将来にわたる行財政基盤の確立への取り組み

少子高齢化の中で人口は減少し、都市部と地方の格差が拡大するとともに、地方における経済活動は長く低迷しています。厳しい財政状況にあって、将来に禍根を残さないためには行財政の健全化を図り、行政基盤を強固なものとしていくことが重要です。

行政が担う分野は、国と地方を取巻く厳しい財政状況が続く限り、社会福祉関係等一部の分野を除き、縮小していかざるをえないのが現状でありますが、この財政規模の縮小が行政サービスの低下に繋がり、地域の活力が失われるようなことになってもいけません。このため、限られた財源を「選択と集中」により、真に必要なところに重点化し、必要なサービスを提供していく、バランスの取れた行政運営と市民と行政が協働したまちづくりに努めます。

（2）合併地域の振興

合併にあたっては、合併前の伝統・文化事業やイベントなどの、合併後も継続して地域特性を発展させるために実施する事業を「地域振興特定予算」として位置付け、総合支所が直接予算要求し執行しています。また、平成18年度には、総合支所の機能強化を図るため「合併地域活性化推進事業」を整備し、各総合支所にプロジェクトチームを設置して、地域審議会等との連携を図りながら地域振興策を作成・実施しています。今後、地域振興策の成果を検証し、スクラップアンドビルドにより、新たな地域課題に対応する事業を追加するなどして、弾力的に施策を進めていきます。

また、合併後3年間に実施した各種施策、事業とともに、今後予定している施策、事業を取りまとめた「合併地域振興プラン（仮称）」を作成します。

（3）総合支所の機能、あり方の見直し

合併協議により、住民に密着した行政窓口サービスや保健・福祉サービスの提供とともに、広報・広聴、危機管理、防災、旧町村地域の地域振興機能などを備えた、

総合的なサービスを提供する「総合支所」方式を採用し、旧８町村役場は総合支所として、平成１６年１１月に開所しました。総合支所の職員数については、当初、各旧町村役場職員の約６０％の配置としましたが、支所管内の保育園、給食センターなどの施設については、合併前と同じ職員数としました。

しかしながら、財政状況は合併時の予測より更に厳しい状況となっており、職員数についても「定員適正化計画」を策定し、全庁的に削減に努めています。

このように本市を取り巻く状況が、合併時とは大きく変わってくる中、総合支所を地域振興の拠点として、市民サービスの維持・向上と行財政改革の両面から、そのあり方について検討するため、平成 19 年度から副市長、関係部長、支所長により構成する「総合支所のあり方検討会」を設置しました。この中で、地域振興，地域コミュニティ、広聴など、住民に身近な業務に関する総合支所の執行体制の整備を検討するとともに、住民に密着した業務については総合支所が担い、住民と直接的な関わりが薄い業務については本庁に集約するという基本的な考え方のもと、業務の効率化などの見直しを進めることとしています。

見直しにあたっては、総合支所と関わりの深い地域審議会からもご意見をいただくとともに、本庁と総合支所の適正な業務分担などについて、本庁と総合支所の関係部署が協議しながら進めていきます。

現在、兼務体制となっている市民生活課と福祉保健課の統合や総合支所の業務内容に関する本庁集約、ブロック集約、支所移管などの検討を進めていきます。

（4）「鳥取市住民自治基本条例(仮称)」制定の取り組み

鳥取市では、平成１８年度に、公募による市民主体の「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」を立上げ、平成 19 年度中の条例制定をめざして策定作業を進めています。条例作成プロセスを通じて、本市に於ける協働のまちづくりの気運の醸成と多様な市民活動の展開をはかります。

鳥取市住民自治基本条例(仮称)制定の取り組みを進め、まちづくりの基本理念や市民が主役の住民自治の基本ルールを明らかにすることにより、市民・行政などの協働のまちづくり、地域コミュニティの活性化、透明性の高い行政運営を推進します。

また、地域課題を解決するため、まちづくり協議会の組織化や協働事業の実施による新しいまちづくりのシステムを構築します。

（5）地区公民館の活用による地域コミュニティの充実･強化

新しいまちづくりには、行政への市民の積極的な参加や協働が不可欠となってきます。地域住民に最も身近な公共施設である「地区公民館」を生涯学習の場としてだけでなく、地域コミュニティの拠点施設として活用するため、平成19年度に地区公民館の活用策と今後のあり方について見直しを進めており、平成20年度からは、全市の標準的な職員体制の整備や地区公民館の市長部局への移管などにより、地域の実態に合わせた利用しやすい地区公民館の体制づくりを進めます。

7．まとめ

私たちは、将来の世代に対して責任を持っています。少子高齢化がさらに進み、人口が減少し、経済がグローバル化する中で、本市が今後とも発展を続けるためには、厳しくとも、今、改革を進めていかなければなりません。

合併後３年を迎えても、合併地域の多くの皆さんは、旧町村の住民という意識がまだまだ強いのではないかと思われます。それは鳥取地域に対するだけでなく、近隣の合併地域に対しても同様で、鳥取市民として一体化するには、過去の合併を振り返ってみても、もっと時間が必要なのかもしれません。

鳥取市の２０万市民が、各地域の良さや課題を相互に理解し、鳥取市民として一体感を早く持っていただき、合併後の鳥取市が全ての市民にとって、よりよいふるさととなるよう、鳥取市職員が一丸となり、引き続き全力で取り組んでまいります。